とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、八のイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、九中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第五号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示

（国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部改正）

第一条　国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程（昭和三十八年厚生省告示第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入所資格） **第五条**　養成部に入所することができる者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件に該当する者とする。 一　［略］ 二　通信課程　次に掲げるいずれかの者 イ　［略］ ロ　次のいずれかに該当する者であつて、児童相談所の業務若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十条の二に規定するこども家庭センター（以下単に「こども家庭センター」という。）の業務に従事する地方公共団体の職員又はこれらの業務に従事する見込みがある地方公共団体の職員であるもののうち、当該地方公共団体の長が推薦する者 (1)　［略］ (2)　保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(2)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(2)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある児童相談所又はこども家庭センターにあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したもの (3)・(4)　略 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（入所資格） **第五条**　養成部に入所することができる者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件に該当する者とする。 一　［同上］ 二　通信課程　次に掲げるいずれかの者 イ　［同上］ ロ　次のいずれかに該当する者であつて、児童相談所の業務若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十条の二に規定するこども家庭センター（以下単に「こども家庭センター」という。）の業務に従事する地方公共団体の職員又はこれらの業務に従事する見込みがある地方公共団体の職員であるもののうち、当該地方公共団体の長が推薦する者 (1)　［同上］ (2)　保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所又はこども家庭センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したもの (3)・(4)　同上 2　［同上］